

「呉地域の個別事業者に対する包括支援スキーム運営要領」 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">令和4年4月6日 改正 令和4年12月7日</p> <p style="text-align: center;">呉地域の個別事業者に対する包括支援スキーム運営要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 事業者等支援機関の連携支援体制を構築し、それぞれが保有する中小企業者への支援機能を迅速かつ効果的に発揮することにより、呉地域に所在する中小企業者の課題解決を通じて経営の安定を図り、もって地域雇用の確保、地域経済の発展等に資することを目的とする。</p> <p>(支援対象企業)</p> <p>第2条 連携支援の対象とする中小企業者は、自己責任と自己判断のもと、経営課題解決に取り組む中小企業者であって、以下のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 複数の金融機関、商工団体、信用保証協会及び支援機関等（以下「事業者等支援機関」という。）による支援が必要な経営課題を有していること。 (2) 経営課題解決の実現可能性があり、高い取組み意欲を有していること。 (3) 経営支援に必要な企業情報が、関係する事業者等支援機関で共有されることについて同意が得られること。 (4) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。 <p>(連携支援事業)</p> <p>第3条 連携協力によって実施する連携支援事業は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金繰り、協調融資、資金調達等のファイナンスに関すること (2) 経営改善、事業再生等に関する支援 (3) 事業転換、販路拡大、事業承継等に関する支援 (4) その他目的達成に必要な連携活動 <p>(実施体制)</p> <p>第4条 中小企業者に対する具体的な連携支援は、事業者等支援機関が連携して実施するものとする。</p> <p><u>2 すべての事業者等支援機関は、包括支援スキームの提案と支援チームの組成を行うことができるものとする。また、提案を行った事業者等支援機関を「コーディネート機関」という。</u></p> <p><u>3</u> 連携支援の円滑な実施を図るため、個別案件ごとに<u>コーディネート機関</u>を中心に各支援機関が随時会議を行うなど努めるものとする。</p> <p><u>4</u> 本要領に基づく活動を円滑に行うため、呉事業者支援金融協議会幹事会において定期的な意見交換を行う。</p> <p>(連携支援)</p> <p>第5条 中小企業者からの申込み等に基づき、連携支援の支援対象企業を提案しようとする<u>コーディネート機</u></p>	<p style="text-align: center;">呉地域の個別事業者に対する包括支援スキーム運営要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 事業者等支援機関の連携支援体制を構築し、それぞれが保有する中小企業者への支援機能を迅速かつ効果的に発揮することにより、呉地域に所在する中小企業者の課題解決を通じて経営の安定を図り、もって地域雇用の確保、地域経済の発展等に資することを目的とする。</p> <p>(支援対象企業)</p> <p>第2条 連携支援の対象とする中小企業者は、自己責任と自己判断のもと、経営課題解決に取り組む中小企業者であって、以下のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 複数の金融機関、商工団体、信用保証協会及び支援機関等（以下「事業者等支援機関」という。）による支援が必要な経営課題を有していること。 (2) 経営課題解決の実現可能性があり、高い取組み意欲を有していること。 (3) 経営支援に必要な企業情報が、関係する事業者等支援機関で共有されることについて同意が得られること。 (4) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。 <p>(連携支援事業)</p> <p>第3条 連携協力によって実施する連携支援事業は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金繰り、協調融資、資金調達等のファイナンスに関すること (2) 経営改善、事業再生等に関する支援 (3) 事業転換、販路拡大、事業承継等に関する支援 (4) その他目的達成に必要な連携活動 <p>(実施体制)</p> <p>第4条 中小企業者に対する具体的な連携支援は、事業者等支援機関が連携して実施するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> 連携支援の円滑な実施を図るため、個別案件ごとに<u>メイン金融機関</u>を中心に各支援機関が随時会議を行うなど努めるものとする。</p> <p><u>3</u> 本要領に基づく活動を円滑に行うため、呉事業者支援金融協議会幹事会において定期的な意見交換を行う。</p> <p>(連携支援)</p> <p>第5条 <u>メイン金融機関は、</u>中小企業者からの申込み等に基づき、連携支援の支援対象企業を提案しようとする</p>

関は、連携支援に関する説明を十分行った上で「連携支援にかかる候補企業情報」（様式1）及び「連携支援に関する同意書」（様式2）を取得し、支援を要請する事業者等支援機関に交付する。

- 2 コーディネート機関は、予め支援対象企業の経営課題を明確化するものとする。
- 3 連携支援に参加する事業者等支援機関は、中小企業者の経営課題に関する情報共有、支援目標、役割分担及び支援日程等の打合せを行うため、経営課題等の確認会議（以下「キックオフ会議」という。）を開催するものとする。
- 4 キックオフ会議終了後は、コーディネート機関は「連携支援にかかる実施計画書」（様式3）を作成し他の事業者等支援機関に交付したうえで、連携を図りながら、連携支援を開始するものとする。
- 5 コーディネート機関は、必要に応じて企業訪問による経営者からの聞き取りの場の設定、各参加企業支援機関の具体的な支援の実施状況の把握など、連携支援の進捗管理に努めるものとし、連携支援が終了した場合は、「連携支援にかかる実施報告書」（様式3）を作成し他の事業者等支援機関に交付するものとする。
- 6 連携支援の終了にあたり、事業者等支援機関は、支援結果を支援先企業に十分に説明するとともに、支援先企業の要望等に応じて日常的な支援が継続されるよう関係する事業者等支援機関に十分な引継ぎを行うものとする。

（連絡体制）

第6条 この連携支援体制の総合的な制度運営や個別企業支援のために必要となる連絡体制を確保するため、各事業者等支援機関は下記の様式に従って担当者氏名等を作成し交換するものとする。

- （1）連携協力体制の運営全般に関する連絡（別表1様式）
- （2）個別企業に対する連携支援等に関する連絡（別表2様式）

（相談企業等への対応）

第7条 各事業者等支援機関は、中小企業者から連携支援の申し込みがあったものについて、対応ができない場合は、十分な理由説明、助言指導等を行うものとする。

（他の中小企業支援機関等との連携等）

第8条 中小企業者の経営再生や経営改善の取組みに対する支援について、より幅広い選択肢や対応が可能となるよう、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携など他の中小企業支援機関との連携等に努めるものとする。

- 2 また、事業者等支援機関は、必要に応じて、県内の税理士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等の外部専門家との連携を図ることとし、財務分析、経営分析等、企業の経営課題解決に向けた協力を得ることにより、連携支援対象企業の経営課題の明確化や支援策の提供について協力体制を確保するものとする。
- 3 前項の他の機関の協力要請等を行う場合は、中小企業者に対し事前に十分な説明を行ったうえで同意を得るものとする。また、各機関と秘密保持に関する取り決めを行うものとする。

（経費の支弁）

第9条 この連携支援事業において、他の中小企業支援機関との連携、外部専門機関の協力確保等による必要な経費については、当該協力確保等の要請を行った機関が事前に十分確認し、負担者の同意を得ること。

る場合は、連携支援に関する十分な説明を行った上で「連携支援にかかる候補企業情報」（様式1）及び「連携支援に関する同意書」（様式2）を作成し、支援を要請する事業者等支援機関に交付する。

なお、上記支援対象企業の提案は、メイン金融機関以外の事業者等支援機関からメイン金融機関への働き掛けもできるものとする。

- 2 メイン金融機関及び事業者等支援機関は、予め支援対象企業の経営課題を明確化するものとする。
- 3 メイン金融機関及び連携支援に参加する事業者等支援機関は、中小企業者の経営課題に関する情報共有、支援目標、役割分担及び支援日程等の打合せを行うため、経営課題等の確認会議（以下「キックオフ会議」という。）を開催するものとする。
- 4 キックオフ会議終了後は、メイン金融機関は「連携支援にかかる実施計画書」（様式3）を作成し他の事業者等支援機関に交付したうえで、連携を図りながら、連携支援を開始するものとする。
- 5 メイン金融機関は、必要に応じて企業訪問による経営者からの聞き取りの場の設定、各参加企業支援機関の具体的な支援の実施状況の把握など、連携支援の進捗管理に努めるものとし、連携支援が終了した場合は、「連携支援にかかる実施報告書」（様式3）を作成し他の事業者等支援機関に交付するものとする。
- 6 連携支援の終了にあたり、メイン金融機関や事業者等支援機関は、支援結果を支援先企業に十分に説明するとともに、支援先企業の要望等に応じて日常的な支援が継続されるよう関係する事業者等支援機関に十分な引継ぎを行うものとする。

（連絡体制）

第6条 この連携支援体制の総合的な制度運営や個別企業支援のために必要となる連絡体制を確保するため、各事業者等支援機関は下記の様式に従って担当者氏名等を作成し交換するものとする。

- （1）連携協力体制の運営全般に関する連絡（別表1様式）
- （2）個別企業に対する連携支援等に関する連絡（別表2様式）

（相談企業等への対応）

第7条 各事業者等支援機関は、中小企業者から連携支援の申し込みがあったものについて、対応ができない場合は、十分な理由説明、助言指導等を行うものとする。

（他の中小企業支援機関等との連携等）

第8条 中小企業者の経営再生や経営改善の取組みに対する支援について、より幅広い選択肢や対応が可能となるよう、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携など他の中小企業支援機関との連携等に努めるものとする。

- 2 また、メイン金融機関及び連携支援に参加する事業者等支援機関は、必要に応じて、県内の税理士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等の外部専門家との連携を図ることとし、財務分析、経営分析等、企業の経営課題解決に向けた協力を得ることにより、連携支援対象企業の経営課題の明確化や支援策の提供について協力体制を確保するものとする。
- 3 前項の他の機関の協力要請等を行う場合は、中小企業者に対し事前に十分な説明を行ったうえで同意を得るものとする。また、各機関と秘密保持に関する取り決めを行うものとする。

（経費の支弁）

第9条 この連携支援事業において、他の中小企業支援機関との連携、外部専門機関の協力確保等による必要な経費については、当該協力確保等の要請を行った機関が事前に十分確認し、負担者の同意を得ること。

<p>2 前項の必要な経費について、国や県の補助金の対象となるものについては、当該補助金の定めによるものとする。</p> <p>(服務) 第 10 条 連携支援活動に従事する企業支援機関の職員の服務については、事業者等支援機関それぞれの関係規程に従うものとする。</p> <p>(労務災害) 第 11 条 連携支援活動に係る災害補償については、事業者等支援機関それぞれが災害補償を行うものとする。</p> <p>(秘密保持) 第 12 条 各事業者等支援機関は、本要領に基づく連携協力によって知り得た企業情報及び個人情報については、連携協力事項を達成する目的以外には利用しないものとするとともに、漏えい防止及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。 ただし、あらかじめ当該当事者の了解を得た場合は、この限りではない。 2 前項に規定する守秘義務は、本要領が効力を失った後及び事業者等支援機関の職員が職を解かれた後も同様とする。</p> <p>(その他) 第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業者等支援機関の協議により定めるものとする。</p> <p>附 則 <u>(第 2 回呉事業者支援金融協議会)</u> (施行期日) 第 1 条 この要領は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>(第 4 回呉事業者支援金融協議会)</u> (施行期日) 第 1 条 この改正要領は、令和 4 年 12 月 7 日から施行する。</p>	<p>2 前項の必要な経費について、国や県の補助金の対象となるものについては、当該補助金の定めによるものとする。</p> <p>(服務) 第 10 条 連携支援活動に従事する企業支援機関の職員の服務については、事業者等支援機関それぞれの関係規程に従うものとする。</p> <p>(労務災害) 第 11 条 連携支援活動に係る災害補償については、事業者等支援機関それぞれが災害補償を行うものとする。</p> <p>(秘密保持) 第 12 条 各事業者等支援機関は、本要領に基づく連携協力によって知り得た企業情報及び個人情報については、連携協力事項を達成する目的以外には利用しないものとするとともに、漏えい防止及び安全管理のために必要な措置を講じなければならない。 ただし、あらかじめ当該当事者の了解を得た場合は、この限りではない。 2 前項に規定する守秘義務は、本要領が効力を失った後及び事業者等支援機関の職員が職を解かれた後も同様とする。</p> <p>(その他) 第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業者等支援機関の協議により定めるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日) 第 1 条 この要領は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--